

第7次厚木市行政改革大綱（案）の概要について

1 これまでの行政改革の取組 大綱 P.1

- ・本市は、第1次行政改革以降、現行の第6次行政改革に至るまで積極的に行政改革を推進

◆第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」計画期間中の主な取組

第4次行政改革・第5次行政改革 ➡ 効果額 220 億円以上
・職員の削減 ・組織のスリム化 ・事務事業の見直しによる歳出削減 ・収納対策の強化 ・未利用地の売却 など
第6次行政改革
量の削減から質の向上を意識した行政改革に転換
※主な取組は2ページに記載



- ・平成25（2013）年度に日本経済新聞社が実施した経営革新度調査※1で全国1位の評価
- ・市民満足度調査における「効率的な行政運営」は、大きく上昇

2 第7次行政改革大綱策定の背景 大綱 P.1

(1) 社会環境の変化

- ・人口減少社会の到来、超高齢社会の進展による影響
- ・防災・減災に対する意識の高まり
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う影響 など

(2) 国の動向

- ・働き方改革関連法の制定
- ・スマート自治体※2への転換
- ・社会保障と税の一体改革（消費税の引き上げ）
- ・感染症対策を踏まえた行政手続のデジタル化や業務プロセスの見直し、マイナンバーカードの利便性の向上、オープンデータ化の推進などの次世代型行政サービスの強力な推進 など

(3) 厚木市の状況

- ・更なる少子高齢化の進展
- ・公共施設の長寿命化、複合化や集約化などの適正配置を推進
- ・図書館機能、科学館機能、市庁舎機能を中心とする複合施設（新庁舎）について、効果的・効率的な施設整備・管理運営手法などを検討
- ・積極的な企業誘致の推進
- ・指定管理者制度や委託化などのPPP、PFI※3の手法を用いた施設整備の推進など

3 第6次行政改革の成果と課題 大綱P.3

成果	・ワーク・ライフ・バランス※4の推進による職員一人当たりの時間外勤務時間の縮減 ・業務継続計画（BCP）※5を策定 ・ふるさと納税や広告料収入で20億円を超える財源を確保 ・市税の収納強化に取り組んだ結果、県内3位の市税の収納率を維持 ・国民健康保険料滞納繰越分の収納一元化により収納率が11ポイント上昇 ・市が保有する150件のデータを公開（オープンデータ化）など
課題	成果指標が未達成となっている次の取組を継続的に実施 ・組織のマネジメント力の強化 ・企業誘致の促進 ・市民活動充実のための団体等への支援 ・市民参加による行政評価の実施

4 第7次行政改革の必要性 大綱P.4

- ・社会環境の変化に対応した行財政運営の推進
- ・持続的に質の高い行政サービスを提供
- ・働き方改革と次世代型行政サービスの推進

5 第7次行政改革大綱について 大綱P.5

(1) 改革を推進するに当たっての基本的考え方

- ・持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、第6次行政改革の理念としていた「未来を見据えた中長期的な経営戦略に主眼を置いた行政改革」を継承し、次に掲げる事項を重点目標に掲げ、効果的・効率的な行政運営を推進

【重点目標】

- 重点目標1 強くしなやかな組織をつくる
- 重点目標2 強い財政基盤を確立する
- 重点目標3 市民協働により公共サービスを向上させる

- ・感染症の拡大を社会変革の契機と捉え、「新たな日常」の実現に向けた前例にとられない改革を推進
- ・重点目標に基づく具体的な取組や数値目標を位置付けた実施計画を策定

(2) 計画の位置付け・計画期間

【位置付け】

総合計画に掲げる「効果的・効率的な行政運営の推進」を具現化するための計画

【計画期間】

大綱	6年間（令和3年度から令和8年度まで）
実施計画	第1期：3年間（令和3年度から令和5年度まで） 第2期：3年間（令和6年度から令和8年度まで）

(3) 重点目標に位置付ける具体的な取組

ア 重点目標1 強くしなやかな組織をつくる

(ア) 職員の能力向上	・職員の能力開発向上 ・各種研修の充実 ・積極的に研修を受けることができる環境づくり ・幹部職員のマネジメント力の強化 ・技術職員に対する資格を取得するための助成制度の検討
(イ) 持続可能な行政運営を実現する組織体制の構築	・組織体制・執行体制の柔軟な見直し ・適材適所の人員配置や適切な定員管理 ・業務継続計画（BCP）の見直し
(ウ) 生産性の向上・業務の効率化	・ワーク・ライフ・バランスの確保 ・働き方改革の推進 ・スマート自治体の実現に向けた取組の推進 ・業務プロセスの見直し ・行政手続のデジタル化の推進 ・新庁舎の建設を見据えた総合窓口や執務環境の検討

イ 重点目標２ 強い財政基盤を確立する

(ア) 事業見直しの徹底	・業務プロセス改革（ＢＰＲ）※6 を用いた業務の見直し ・事務事業評価や外部評価の実施による事業の見直し ・事業の効果を明確化した予算編成
(イ) 歳入の確保	・ふるさと納税や広告掲載事業などの自主財源の確保 ・積極的な企業誘致の推進 ・既存企業の経営基盤の安定化・強化 ・適切な債権管理 ・新たな納付手段導入の推進
(ウ) 公共建築物の最適化・市有財産の有効活用	・計画的な改修による公共建築物の長寿命化 ・公共建築物の最適化に向けた取組の推進 ・施設利用者のニーズを踏まえた施設運営 ・行政財産目的外使用許可の見直し ・公共施設駐車場などの市有財産の有効活用の検討

ウ 重点目標３ 市民協働により公共サービスを向上させる

(ア) 更なる市民協働の推進	・市民活動団体と市の協働で事業を実施
(イ) 多様な担い手とのパートナーシップの確立	・団体と行政との関わり方を見直し ・各種補助金などの財政的支援 ・幅広い世代がボランティア活動に参加しやすい環境の整備 ・指定管理者制度・委託化などのＰＰＰ、ＰＦＩの手法を用いた施設整備・管理運営の推進
(ウ) 公平な行政サービスの確立	・受益者負担の見直し ・補助金や助成金制度の見直し

(4) 行政改革取組の推進

- ・令和 12（2030）年を期限とする持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）※7 の理念を意識して、まちづくりの主体である市民とともに協働で推進
- ・庁内組織である行政改革推進本部を中心に、全庁を挙げて取組を推進
- ・附属機関である行政改革調査委員会において点検・評価

(5) 取組の公表

大綱の取組の進捗状況と効果等について、広報紙や市ホームページ等を通じて公表

(6) 大綱の見直し

- ・行政改革は、社会環境の変化等に合わせた取組を推進する必要があることから、随時、新たな取組に着手
- ・柔軟性と機動性を持って本大綱の見直しを実施

用語説明

※1 経営革新度調査【P. 1】

日本経済新聞社が全国 812 市区を対象に行政運営の革新度合いを、透明度、効率化・活性化度、市民参加度及び利便度の四つの要素により調査したものです。

※2 スマート自治体【P. 1】

総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」により、次のとおり定義されています。

- (1) 人口減少が深刻化しても持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持する自治体
- (2) 職員を事務作業から解放し、職員でなければならない、より価値のある業務に注力する自治体
- (3) ベテラン職員の経験をA I等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数にかかわらずミスなく事務処理を行える自治体

※3 P P P (Public Private Partnership の略)【P. 2】

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な活用や行政による事業の効率化等を図るものです。

※3 P F I (Private Finance Initiative の略)【P. 2】

P P Pの一類型であり、これまでの公共事業とは異なり、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等について、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的でかつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法です。

※4 ワーク・ライフ・バランス【P. 2】

働く者の「仕事と生活の調和」という意味です。そのためには企業制度の根幹である就業形態の多様化(短時間就業等)、残業時間縮減などの働く環境条件を整備していく必要があります。

※5 業務継続計画（BCP）【P.2】

災害・事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内に）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画です。

※6 業務プロセス改革（BPR）（Business Process Re-engineering の略。）【P.4】

目標を達成するために、既存の業務内容や組織構造、業務フローを再構築することです。

※7 持続可能な開発目標（SDGs）（Sustainable Development Goals の略。）【P.4】

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年を期限とする国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。